

○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定

平成24年3月30日告示第59号

改正

平成27年8月3日告示第132号

令和2年12月21日告示第244号

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による振動について規制する地域、法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）別表第1付表の第1号の規定による特定建設作業の規制に係る区域並びに規則別表第2備考1及び備考2の規定による道路交通振動の限度に係る区域及び時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、規制地域の範囲を表示した別紙図面は、いちき串木野市役所市民生活課に備え付け、一般の縦覧に供する。

振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定

1 法第3条第1項の規定による振動について規制する地域

いちき串木野市の区域のうち、それぞれ別紙図面に緑色、赤色及び青色で表示する区域

2 法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	65デシベル以下	60デシベル以下

3 規則別表第1付表の第1号の規定による特定建設作業の規制に係る区域

(1) 別紙図面に緑色及び赤色で表示する区域

(2) 別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規

定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲80メートル以内の区域

4 規則別表第2備考1及び備考2の規定による道路交通振動の限度に係る区域及び時間

(1) 区域

規則別表第2備考1の各号に掲げる区域	区域
第1種区域	別紙図面に緑色で表示する区域
第2種区域	別紙図面に赤色及び青色で表示する区域

(2) 時間

規則別表第2備考2の各号に掲げる時間	時間
昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで

前 文（抄）（平成27年8月3日告示第132号）

平成27年8月3日から施行する。

前 文（抄）（令和2年12月21日告示第244号）

令和3年4月1日から施行する。